

○南城市都市公園条例施行規則

平成18年1月1日

規則第108号

改正 令和3年1月7日規則第4号

令和3年3月31日規則第31号

令和3年9月30日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、南城市都市公園条例（平成18年南城市条例第125号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為許可申請書)

第2条 条例第7条第1項に掲げる行為の許可を受けようとする者は、行為開始の日の3日前までに公園内行為許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 パークゴルフ場の利用については、券売機の利用券の提示をもって申請を省略することができる。

(令3規則4・一部改正)

(公園施設の設置又は管理許可申請書)

第3条 公園施設の設置の許可を受けようとする者は、工事着手開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の管理の許可を受けようとする者は、管理開始の日の15日前までに公園施設管理許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(有料公園施設利用許可申請書)

第4条 条例第10条第3項の規定により有料公園施設の利用許可を受けようとする者は、利用の3日前までに有料公園施設利用許可申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(令3規則4・一部改正)

(有料公園施設の利用時間及び休場日)

第5条 有料公園施設の利用時間及び休場日は、次の各号に定めるところによる。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(2) 休場日 毎週月曜日及び特別の理由により市長が休場を必要と認めた日

(占有許可申請書)

第6条 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園の占用の許可を受けようとする者は、工事着手の日の15日前までに公園占用許可申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（許可変更申請書）

第7条 条例第7条第1項に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可を受けた者は、その後に許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第2条から第4条まで及び前条の規定に準じて、速やかに許可変更申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（令3規則4・一部改正）

（許可書）

第8条 市長は、第2条から第4条まで、第6条及び前条の申請に対し許可したときは、公園内行為許可書（様式第7号）を交付する。

2 パークゴルフ場の利用については、券売機の利用券の受領をもって許可したものとする。

（令3規則4・一部改正）

（使用料の計算方法）

第9条 使用料の計算方法は、次に定めるところによる。

- (1) 1時間を単位として定めてある場合は、1時間未満の端数は1時間とみなす。
- (2) 1日を単位として定めてある場合は、1日未満の端数は1日とみなす。
- (3) 1月を単位として定めてある場合において、利用期間に端数を生じたときは、その日数に応じて、日割計算により算定する。
- (4) 1平方メートルを単位として定めてある場合は、1平方メートル未満の端数は1平方メートルとみなす。
- (5) 1メートルを単位として定めてある場合は、1メートル未満の端数は1メートルとみなす。

（使用料の減免）

第10条 条例第16条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による学校又は幼稚園若しくは保育所等が教育上の目的で利用するとき。
- (2) 政府、地方公共団体又は公共団体が、公用若しくは公益のために利用し、又は占用するとき。

- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、公園使用料減免申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、使用料の減免を許可したときは、公園使用料減免許可書(様式第9号)を交付する。

(令3規則4・一部改正)

(使用料の還付)

第11条 条例第16条第5項の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 市長が条例第17条第2項の規定により処分をし、又は必要な措置を命じたとき。
- (2) 不可抗力により、都市公園を利用できなくなったとき。
- (3) 都市公園の利用又は占用開始の日の5日前までに、許可の取消しを申し出たとき。
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、公園使用料還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(令3規則4・一部改正)

(届出)

第12条 条例第20条の規定による届出は、届書(様式第11号)によらなければならない。

(令3規則4・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合の読み替え)

第13条 条例第22条第2項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、第2条、第4条から第5条まで、第7条から第8条まで、及び第10条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替え、様式第1号、様式第4号、様式第6号から様式第7号まで、及び様式第8号から様式第10号までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(令3規則31・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町都市公園条例施行規則(平成9年佐

敷町規則第7号)又は大里村都市公園条例施行規則(平成3年大里村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和3年1月7日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

<p>公園内行為許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 職 業 氏 名</p> <p>次のとおり公園を利用したいので申請します。</p>	
行為を行う公園 の名称及び場所	
行為の目的	
行為の内容	
利用する面積	
公園施設の構造	
行為の時間	年 月 日から 年 月 日まで
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第2号(第3条関係)

<p>公園施設設置許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 職 業 氏 名</p> <p>次のとおり公園施設を設置したいので申請します。</p>	
公園施設の名称 及び場所	
設置の目的	
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の構造	
公園施設の 管理の方法	
工事实施の方法	
工事の着手及び 完了の時期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
公園の復旧方法	
公園施設の種類 及び数量	
使用料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第3号(第3条関係)

<p>公園施設管理許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 職 業 氏 名</p> <p>次のとおり公園施設を管理したいので申請します。</p>	
公園施設の名称 及び場所	
管理の目的	
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類 及び数量	
管理の方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	

様式第4号(第4条関係)

<p>有料公園施設利用許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南城市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 電 話 (団体の場合は、団体名及び代表者名)</p> <p>次のとおり有料公園施設を利用したいので申請します。</p>	
利用する公園及び施設の名称	
利用目的	(使用人員 人)
利用内容	
附属設備利用の有無	
利用日時	自 年 月 日() 時 分から 日間 至 年 月 日() 時 分まで 時間
入場料徴収の有無	有 ・ 無
その他必要事項	

様式第5号(第6条関係)

公園占用許可申請書	
年 月 日	
南城市長 殿	
住 所 申請者 職 業 氏 名	
次のとおり公園を占用したいので申請します。	
占用する公園の名称 及 び 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占用工作物又は 施 設 の 構 造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第6号(第7条関係)

<p>許 可 変 更 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>南城市長 殿</p> <p>住 所 申請者 職 業 氏 名</p> <p>次のとおり変更したいので申請します。</p>	
許 可 さ れ た 事 項	
指 令 番 号 及 び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第7号(第8条関係)
(その1)

住 所 氏 名 様	第 号 年 月 日
南城市長 印	
公 園 内 行 為 許 可 書	
年 月 日申請のあった公園の利用許可については、次のとおり許可します。	
行 為 を 行 う 公 園 の 名 称 及 び 場 所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
利 用 す る 面 積	
公 園 施 設 の 構 造	
行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 都市公園法及び南城市都市公園条例を守ること。	

(その2)

住所 氏名 様		第 年 月 日 号
南城市長		印
公園施設設置許可書		
年 月 日申請のあった公園施設の設置については、次のとおり許可します。		
公園施設の名称 及び場所		
設置の目的		
設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
公園施設の構造		
公園施設の 管理の方法		
工事実施の方法		
工事の着手及び 完了の時期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日	
公園の復旧方法		
公園施設の種 類及び数量		
使用料徴収の有無		
その他必要事項		
許可条件		
1 都市公園法及び南城市都市公園条例を守ること。 2 工事完了後は、速やかに検査を受けること。		

(その3)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
南城市長 印	
公園施設管理許可書	
年 月 日申請のあった公園施設の管理については、次のとおり許可します。	
公園施設の名称 及び場所	
管理の目的	
管理の期間	年 月 日から 年 月 日まで
公園施設の種類 及び数量	
管理の方法	
入場料徴収の有無	
その他必要事項	
許 可 条 件 都市公園法及び南城市都市公園条例を守ること。	

(その4)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
南城市長 印	
公 園 占 用 許 可 書	
年 月 日申請のあった公園の占用については、次のとおり許可します。	
占用する公園の名称 及 び 場 所	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	
占用工作物又は 施 設 の 構 造	
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法	
工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着 手 年 月 日 完了(予定) 年 月 日
公 園 の 復 旧 方 法	
入 場 料 徴 収 の 有 無	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件 1 都市公園法及び南城市都市公園条例を守ること。 2 使用料の納付を怠ったときは、許可を取り消すものとする。 3 公園の管理上又は公共の福祉のため必要があるときは、許可を取り消し、又は占用物件の改築、移転、除去を命ずることがある。ただし、これによって生ずる費用及び損害は、補償しない。 4 占用期間が満了した場合又は占用を取り消された場合は、速やかに原状に回復しなければならない。	

(その5)

第 号 年 月 日	
住 所 氏 名 様	
南城市長 印	
変 更 許 可 書	
年 月 日申請のあった許可変更については、次のとおり許可します。	
許可された事項	
指令番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
変 更 事 項	
変 更 理 由	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件	

様式第8号(第10条関係)

<p>公園使用料減免申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>南城市長 様</p> <p>住 所 申請者 職 業 氏 名</p> <p>次のとおり公園使用料の減額・免除を申請します。</p>	
公園の名称 及び場所	
許可を受けた行為 又は公園施設 若しくは占用物 件及び数量	
指令番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
減額・免除	
減額免除の理由	

様式第9号(第10条関係)

<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: right;">南城市長 印</p> <p style="text-align: center;">公園使用料減免許可書</p> <p>年 月 日申請のあった公園の使用料の減額・免除については、次のとおり許可します。</p>	
公園の名称 及び場所	
許可を受けた行為 又は公園施設若しくは 占用物件及び数量	
指令番号及び 年 月 日	第 号 年 月 日
査 定 額	
減 免 額	
更 正 額	
その他必要事項	

様式第10号(第11条関係)

公園使用料還付申請書

年 月 日

南城市長 殿

住 所
申請者
氏 名

公園使用料の還付をしてくださるよう下記のとおり申請します。

記

許可の番号及び年月日	第 号 年 月 日
許可を受けた事項	
既に納めた使用料の額	
還付を受けようとする額	
還付を受けようとする理由	
その他必要事項	

備考 申請者が法人である場合においては、「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第11号(第12条関係)

届 書	
年 月 日	
南城市長 殿	
住 所 申請者 職 業 氏 名	
次のとおり届けます。	
公 園 の 名 称 及 び 場 所	
指 令 番 号 及 び 指 令 年 月 日 又 は 受 令 年 月 日	第 号 年 月 日
届 出 事 項	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第1号（第2条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第2号（第3条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第4号（第4条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第5号（第6条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第6号（第7条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第7号（第8条関係）

様式第8号（第10条関係）

（令3規則48・一部改正）

様式第9号（第10条関係）

様式第10号（第11条関係）

（令3規則31・全改、令3規則48・一部改正）

様式第11号（第12条関係）

（令3規則48・一部改正）